

自動火災報知設備の

維持管理は 防火管理者が主役です

一般社団法人 日本火災報知機工業会 メンテナンス委員会

建物の利用者が安心してすごせるためには自動火災報知設備をはじめ消防用設備等を適切に維持管理することが必要不可欠です。

防火管理者は、自動火災報知設備の点検を点検業者に実施させ、適正な点検を実施しているかを見極める必要があります。さらに、不具合の修繕、中長期の更新計画の策定などの役割も担っています。適正な維持管理のためには、次の4項目についてご対応ください。

1 法定点検の立ち会い

防火管理者は、点検時に立ち会い、点検者が適正に点検をしていることを確認し、消防用設備等点検結果報告書の点検票に記名、押印することが求められています。

防火管理者と点検者の信頼関係を維持するためにも、ぜひ点検の立ち会いをお願いいたします。



2 不具合事項の修繕

点検の結果、不具合事項は、速やかな修繕が必要です。

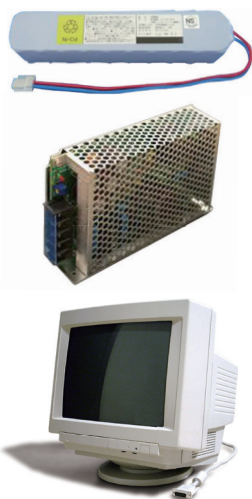
修繕することで建物の適切な維持管理ができます。不具合事項の放置は火災時に被害が拡大する要因となります。



3 定期交換部品

電気部品は、設置後の時間経過とともに劣化・摩耗します。寿命年数が約3～6年の部品を「定期交換部品(有寿命部品)」と定めています。

防火管理者の皆様には定期的に交換するための予算計画を立案することをお願いいたします。



主な定期交換部品と推奨交換年数

●ニカド電池	: 5年
●スイッチング電源装置	: 5年
●液晶ディスプレイ	: 5年
●CRTディスプレイ	: 4年
●ハードディスク	: 4年

コチラもご覧ください。
<http://www.kaho.or.jp/content/files/engineer/tk01/jikahou-sougou-iji20160302.pdf>



4 更新計画の立案

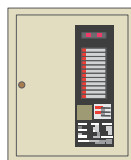
設置後10～15年を経過しますと、経年劣化により不具合箇所の発生が多くなります。また、電子部品の生産中止により補修用基板等の生産ができなくなり、修理できない機器が増加しています。

更新計画の立案には設備を十分把握し、理解している点検者にご依頼ください。早期の更新が安全・安心につながります。

設備の推奨更新年数

●受信機	: 15年
●煙感知器	: 10年

コチラもご覧ください。
<http://www.kaho.or.jp/content/files/engineer/tk01/kisetu-jikahou20160302.pdf>



自動火災報知設備の点検・維持
管理のご相談は信頼できる
日本火災報知機工業会会員会社
にご用命ください。

http://www.kaho.or.jp/industrial/ind06_p01.html



一般社団法人 日本火災報知機工業会

〒110-0016 東京都台東区台東 4-17-1 偕楽ビル(新台東)

TEL 03(3831)4318 FAX 03(3831)4365

201704